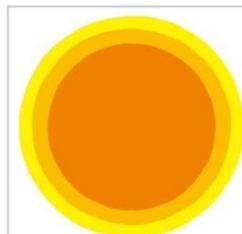


# 医療的ケア児等に対する本県の取組について

平成30年1月25日

宮崎県福祉保健部障がい福祉課  
障がい児支援・管理担当



日本の  
ひなた  
宮崎県

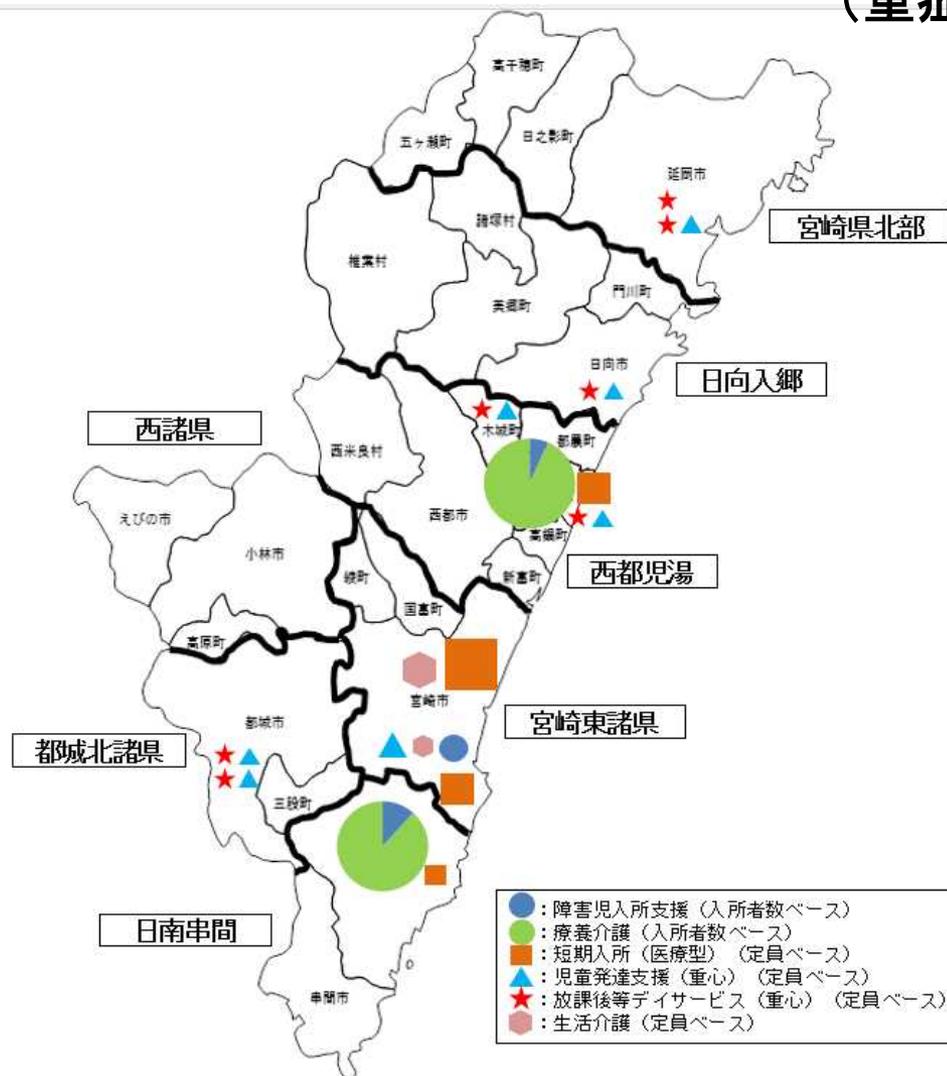
# 1 医療的ケア児等支援に関する 本県の現状と課題

## (1) 本県の重症心身障がい児（者）の状況

	人数（人）
在宅	434
入所（療養介護、医療型障害児入所）	256
合計	<u>690</u>

在宅の人数は、各児童相談所が把握している数。  
児童相談所の関与がない在宅の重心児（者）については、実態を把握できていない。

## (2) 障がい保健福祉圏域におけるサービス事業所等の分布 (重症心身障がい児(者)関係)



重心児(者)を受け入れる施設や短期入所事業所は、県央部から県南部に集中。

県北部及び県西部については、受入れ資源が乏しく、特に家族のレスパイトのための短期入所事業所の不足は大きな課題となっている。

### (3) 本県の課題と目指すべき方向性

#### ① 課題

- ・ 重症心身障がい児(者)をはじめとする医療的ケア児（以下「医療的ケア児等）」の入所施設の偏在
- ・ 在宅で医療的ケア児等を看護する家族の負担軽減のための短期入所・通所系事業所の不足
- ・ 医療的ケア児等及びその家族の社会参加への支援不足  
（保育、教育での預かりや短期入所等を利用した就労、社会参加機会の確保の困難さ）
- ・ 医療的ケア児等を専門に診療する小児科医等の不足
- ・ 小児慢性特定疾病における医療的ケアを要する児童等への支援における福祉と医療の連携不足

### (3) 本県の課題と目指すべき方向性

#### ② 目指すべき方向性

- ・ 医療的ケア児等の成長や家族の状況に応じて、必要なサービスを選択できる体制の整備
- ・ 医療的ケア児等及び家族に対する保育、教育、就労等の各側面での医療サービスの提供（保育所配置看護師のスキル向上、学校への看護師の配置、福祉事業所・医療機関等における医療サービスの高度化）
- ・ 医療機関と福祉事業所等との連携強化によるNICU等から福祉サービス・在宅医療サービスへの円滑な移行
- ・ 小児慢性特定疾病児童等の在宅での適切な保育や医療、自立の促進
- ・ 小児科医の確保（特に、県立こども療育センターと重心児の受入れの中核となっている2病院の体制強化及び人材育成拠点としての機能強化）

## 2 課題に対する取組内容

## (1) 取り組むべき施策

### ① 既存の医療・福祉資源の活用

県内の介護老人保健施設における空床利用型の短期入所への参入や訪問看護ステーション、福祉型児童発達支援事業所等で重心児(者)等の医療的ケアに対応できる体制整備を促進するための働きかけを行う。

### ② 福祉・医療サービス提供体制の充実

こども療育センター等医療型障害児入所施設において、医療スタッフの技術の高度化を進め、新規事業所に対する技術的支援体制を整備することにより、特に、県北・県西地域における短期入所事業所の開拓を目指す。

### ③ 医療・保健・保育・教育分野との連携強化

福祉と医療・保健・保育・教育の関係機関との連携強化のための連絡・調整の場及び医療的ケア児等が必要な支援を受けられるよう一元化した相談窓口となるコーディネーターを、モデル的にこども療育センターに設置する。

## (2) 医療的ケア児等への支援に関するこれまでの本県の取組

### ① 重症心身障がい児（者）療育研究支援事業（H28年度～）

#### 事業概要

- 重心児に対する医療や療育サービスの向上のための研修等
  - ・医師や看護師等従事者の資質や専門性の向上のための研修
  - ・重心児医療・療育技術の普及啓発
- 重心児に対する在宅サービスの充実に向けた研修
  - ・短期入所施設の職員等向けの研修
  - ・訪問看護ステーションの看護師等向けの研修
- 関係機関との連携  
重心医療に係る関係機関との連絡会議の開催

### ② 重症心身障がい児（者）在宅生活支援事業（H27年度～）

#### 事業概要

医療的ケアの必要な重心児（者）を対象とした短期入所等の新たな実施あるいは受入人員の拡大を目指す医療機関等に対し、医療機器等の購入や施設・設備の整備に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】医療機関、障害福祉サービス事業所等

【補助率】1／2以内

## (3) モデル事業としての取組

### ① 県立こども療育センターにコーディネーターを配置し相談機能を強化

医療的ケア児等が必要な支援を受けやすくなるよう、県立こども療育センターにコーディネーターを配置し、相談機能及び医療機関や関係事業所との調整機能を強化

保健、医療、福祉その他の分野の連携のための協議の場の事務局としての機能を想定  
(立ち上げに関しては、県立こども療育センター医師や県障がい福祉課の指揮・関与が必要)

- 各地域の医療的ケア児コーディネーター育成のモデルケースとして課題を検討
  - ・ どのような立場の者が適任か、どの機関に配置するか  
候補として、相談支援専門員、市町村保健センター保健師、医療機関の医療連携室看護師など
  - ・ 重心児、医療的ケア児の実数、必要な医療的ケアなど生活状況の実態把握が必要  
現状の方法では実態を反映していない。  
支給決定を行う市町村の協力を得て実態把握調査の実施を検討  
(療育手帳、身体障害者手帳に加え、必要な医療的ケアについても把握の必要)

## (3) モデル事業としての取組

### ② 医療・保健・福祉・教育の各分野における関係機関との連携強化のための連携会議の設置

連携会議設置に当たり、総合周産期母子医療センターを有する宮崎大学医学部をはじめ、庁内関係部局、市町村、障害児入所施設、医療機関、障害福祉サービス事業所等との意見交換を実施

(連携会議のあり方)

県全域における分野を超えた連携の枠組を決定する場として設置 (県障害児福祉計画に位置付け)

↓ 立ち上げや運営に関する指導、総合調整

各障害保健福祉圏域又は市町村に設置される連携・協議の場 (市町村障害児福祉計画に位置付け)

(構成員)

保健所長会、宮崎大学 (NICU、小児科)、県医師会 (小児科医会)、訪問看護事業所代表、障害福祉サービス事業所代表、特別支援学校代表、保育所等代表、当事者団体代表、行政機関

(検討事項)

- ・ 宮崎大学の協力の下、実際にNICUから在宅へ移行する児の実情を把握するため、入院時からカンファレンスに参画し、各分野の支援状況を調査
- ・ 調査結果に基づき、連携の課題や支援のあり方を協議
- ・ 地域のコーディネーター設置に向けて、コーディネーターの養成、顔の見えるネットワークづくりの課題を整理

## (3) モデル事業としての取組

### ③ 併行通園、学校における医療的ケアに関する調査

#### 1 併行通園について

保育所、認定こども園等に通う医療的ケア児は、平成28年度は1名、平成29年度は2名（1名はI型糖尿病、1名は経管栄養）であった。

保護者の意向や受入側の体制に関する情報の把握、コーディネートする窓口の強化などに加え、対象児の数や必要な医療的ケアなどの実態が分からないといった課題があり、また、既に発達障がい児などの受入れのある保育所については、報酬上のメリットがないことから、普及を進める上では、人的・財政的な支援も検討していかなければならない。

#### 2 学校における医療的ケアについて

学校における看護師配置は25人であるが、個別対応医療的ケアから通常対応医療的ケアへの移行（保護者待機を外す）のためには、更なる看護師の配置やPHS導入の検討などが必要。

現在は、週3回、3時間を限度に保護者待機を解除している状況。

教育委員会においては、医療的ケア運営協議会において、清武せいりゅう支援学校をモデル校として緊急時対応マニュアルの見直しや人口呼吸器ケアガイドラインの作成に取り組んでいる。

## (3) モデル事業としての取組

### ④ 受入促進に係る人材育成

現在、実際に医ケア児等を受け入れている児童発達支援事業所の職員に対する具体的な医療的ケアの知識・技術を習得するための研修や、今後、市町村における医療的ケア児等コーディネーターとして活動いただくことが想定される、相談支援専門員、市町村保健師等を対象とし、医療的ケア児の支援全般に関する知識を習得するための研修会を実施。（3月実施予定）

## (4) 今後の活動内容

- **連携会議の開催**  
連携会議の場において、来年度以降の活動内容を協議
- **既存資源の更なる活用に向けた検討**  
医療機関におけるレスパイト入院や併行通園に係る差額補助等、重心児を含む医療的ケア児の受入施設の拡大に向けた施策の検討
- **市町村の医療的ケア児コーディネーターの育成**  
障害児福祉計画において各市町村への配置が求められている医療的ケア児の支援に関するコーディネーターについて、養成研修を実施し、配置を促進

医療的ケア児支援促進モデル事業実施計画書

自治体名	宮崎県
(団体等に事業の全部又は一部を委託する場合)	
委託する範囲	全部 ・ 一部 ( 部分)
団体等名	
国庫補助所要額	1, 998, 500円 (「別紙3 所要額内訳書」の額と一致)
事業実施予定期間	平成29年7月1日 から 平成30年3月1日
自治体における過去の取組実績(医療的ケア児の受け入れ促進など)	<p>① 医療的ケア児の支援の中核となる医療機関における医療技術の研究や従事者の資質向上のための研修の実施 【過去実績】 中核的医療機関における研修会受講や各種学会等への参加 平成25年度：57回、平成26年度：64回 平成27年度：72回、平成28年度：60回</p> <p>② 医療的ケア児等を受け入れる医療機関や障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした研修会の実施 【過去実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児(者)に係る医療療育研究会の開催 平成25年度：1回(参加者87人)、 平成26年度：1回(参加者12人)、 平成27年度：1回(参加者154人) 平成28年度：1回(参加者86名)</li> <li>・ 重心児を受け入れる短期入所施設の看護師等向けの研修会の開催 平成26年度：2回(参加者39人) 平成27年度：4回(参加者131人) 平成28年度：2回(参加者25人)</li> </ul> <p>※ ①、②は重心障がい児(者)受入れの中核を担う医療機関に委託して実施。</p> <p>③ 医療的ケア児の新たな受入れや、受入人員の拡大を目指す医療機関や障害福祉サービス事業所に対する施設設備の整備補助 【過去実績】</p> <p>平成27年度 4法人5事業所(事業費：14,839千円、補助額：6,869千円) (内訳) 短期入所：(医療型) 1事業所(福祉型) 2事業所、 日中一時支援：2事業所</p> <p>平成28年度 3法人3事業所(事業費：17,037千円、補助額：8,511千円) (内訳) 短期入所：(医療型) 3事業所</p>

<p>都道府県等の医療的ケア児支援促進における課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障がい児（者）（以下「重心児（者）」）の入所施設の偏在</li> <li>・ 在宅で重心児（者）を診る家族の負担軽減のための短期入所</li> <li>・ 通所系事業所の不足</li> <li>・ 人工呼吸器、気管切開、痰の吸引等の医療的ケアを必要とする重心児（者）及びその家族の社会参加への支援不足（保育、教育での預かりや短期入所等を利用した就労や社会参加機会の確保の困難さ）</li> <li>・ 重心児（者）を専門に診療する小児科医等の不足</li> <li>・ 小児慢性特定疾病における医療的ケアを要する児童等への支援における福祉と医療の連携不足</li> </ul>
<p>事業内容及び手法</p>	
<p>(1) 児童発達支援事業所等での受入の促進に対する支援内容及び手法</p>	<p>実施地域 <u>管内全地域</u>・管内一部地域（選定した地域：）</p> <p>支援内容及び手法</p> <p>（連携が構築されていない地域への支援）  医療的ケア児の受入れを行う、又は受入れを検討する事業所の看護師等を対象とした研修を実施し、支援者技術の向上及び受入れ事業所の拡大を図る。</p> <p>【要する経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会講師謝金（2回×3名）</li> <li>・ 研修会講師旅費（2回）</li> <li>・ 消耗品費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 会場使用料</li> </ul> <p>※ 特に支援資源の不足が懸念されている県北、県西地域で各1回実施することを想定。</p> <p>（一定の連携が構築されている地域への支援）  本県においては、全域において連携が構築されているとは言えない状況である。</p>
<p>(2) 併行通園の促進に対する支援内容及び手法</p>	<p>現時点で医療的ケア児の併行通園に関するニーズが把握できていないため、実施は困難。</p>
<p>(3) 喀痰吸引等研修などの医療的ケアの知識・技能取得のための研修の実施内容及び手法</p>	<p>（実施する場合に記載）</p>

<p>(4) 緊急時の対応マニュアルの作成、医療的ケア児の日中活動の支援体制の検討内容及び手法</p>	<p>医療・保健・福祉・教育の各分野における関係機関との連携強化のための協議会を設置し、連携体制の構築と、個別のケースを例とした支援内容の検討等を行う。</p> <p>あわせて、関係機関の連携を促進するため、総合調整を行うコーディネーターを、県立こども療育センターに配置する。</p> <p><b>【要する経費】</b></p> <p>○ 連携協議会設置に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員報酬（2回×20名）</li> <li>・ 協議会参加旅費（2回）</li> <li>・ 消耗品費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 会場使用料</li> </ul> <p>※ 連携協議会参加想定機関</p> <p>医療機関、保健所、学校関係者、保育所関係者、障がい福祉サービス事業者、訪問看護事業所 等</p> <p>○ コーディネーター（非常勤職員）配置に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費（報酬、共済費、通勤手当）</li> <li>・ 活動用経費（旅費、消耗品費、通信運搬費）</li> </ul>
---	---

## 医療的ケア児支援促進モデル事業所要額内訳書

### 1 要国庫補助額

対象経費の 支出予定額 (A)	寄付金その 他の収入等 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	基準額 (D)	国庫補助 基本額 (E)=(C)又は(D)の いずれか低い額	国庫補助所要 額 (F)=(E)×1/2
3,997,000円	0円	3,997,000円	9,483,000円	3,997,000円	1,998,500円

### 2 対象経費の支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
報酬	円 1,853,500	コーディネーター報酬 151,600円×9月×1人 <span style="float: right;">1,364,400円</span> 連携協議会委員報酬 10,000円×2回×20人 <span style="float: right;">400,000円</span> コーディネーター通勤手当 (通勤手当) 495円×20日×9月×1人 <span style="float: right;">89,100円</span>
共済費	239,214	健康保険料 1,453,500円×49.75/1000 <span style="float: right;">72,311円</span> 介護保険料 1,453,500円×7.9/1000 <span style="float: right;">11,482円</span> 厚生年金保険料 1,453,500円×90.91/1000 <span style="float: right;">132,137円</span> 児童手当拠出金 1,453,500円×2/1000 <span style="float: right;">2,907円</span> 雇用保険料 1,453,500円×11/1000 <span style="float: right;">15,988円</span> 労災保険料 1,453,500円×3/1000 <span style="float: right;">4,360円</span> 石綿健康被害法に基づく一般拠出金 1,453,500円×0.02/1000 <span style="float: right;">29円</span>
旅 費	263,500	コーディネーター養成研修参加 (東京)66,000円×2回×1人 <span style="float: right;">132,000円</span> コーディネーター調整用務に係る活動旅費 (管内) 800円×5回×1人 <span style="float: right;">4,000円</span> (管外) 2,500円×5回×1人 <span style="float: right;">12,500円</span> 児童発達支援事業所等支援人材育成研修講師旅費 (管外) 2,500円×2回×3人 <span style="float: right;">15,000円</span> 連携協議会委員旅費 (管外) 2,500円×2回×20人 <span style="float: right;">100,000円</span>

		<b>児童発達支援事業所等研修講師謝金</b> 5,000円×4時間×2回×3人	120,000円
		<b>コーディネーター活動用</b> <b>児童発達支援事業所等研修会開催用</b> <b>連携協議会用</b>	190,000円 150,000円 150,000円
		<b>児童発達支援事業所等研修会開催用</b> <b>連携協議会用</b>	200,000円 200,000円
		<b>コーディネーター活動用</b> <b>児童発達支援事業所等研修会開催用</b> <b>連携協議会用</b>	120,786円 100,000円 100,000円
		<b>児童発達支援事業所等研修会会場費</b> 100,000円×2回 <b>連絡協議会会場費</b> 100,000円×2回	200,000円 200,000円
<b>合 計</b>	<b>3,997,000円</b>		

(注) 人件費、講師金、旅費を対象とする場合は当該経費の支給基準（都道府県市の内規）を添付すること。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算内訳
寄付金	円 0	
参加費	0	
その他	0	
合計	0円	

4 自治体の予算の措置状況

措置済み ・ 補正予算（ 月）措置予定

# 事業実施スケジュール表

自治体名: 宮崎県

	平成29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容					児童発達支援事業 所等研修会①	
					連携協議会委員選定・調整	
					コーディネーター配置	
	10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
事業実施内容	連携協議会開催①		児童発達支援事業 所等研修会②		連携協議会開催②	事業結果の取り まとめ
						コーディネーター配置